

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第21号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）の施行により建築基準法の一部が改正され、条項が移動すること等に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成19年11月30日（一部の規定については、同年10月17日）から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第21号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を次のように改正する。

第3条本文中「別表第2（ち）項第3号及び第4号」を「別表第2（ち）項第2号及び第3号」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第52条第1項第4号及び第53条第1項第3号」を「第52条第1項第3号及び第53条第1項第4号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第52条第1項第4号及び第53条第1項第3号」を「第52条第1項第3号及び第53条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）